

広島県告示第 628 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年 6 月 30 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市長 五藤 康之
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市糸崎九丁目 13 番 (仮称) 三原市学校給食共同調理場

2 申請の内容

66 の 3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 基を設置する。また、排水処理施設 1 基を設置し、排水口を 4 か所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種	類	66 の 3 共同調理場に設置されるちゅう房施設 1 基（共同調理場）
能	力	調理食数 5,500 食
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後 365 日
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時間連続 (夏季・冬季休暇中は施設使用減少)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	4.7~8.6	
		生物化学的酸素要求量	720	800
		化学的酸素要求量	450	500
		浮遊物質質量	540	600
		窒素含有量	22	25
		リン含有量	4.0	4.5
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	135	150
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		3,000 以下	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		94.5	111.2	
汚水等の排出先		排水処理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

種 類	汚水処理施設 (排水処理施設)
形 式	RCユニット型
主 要 寸 法 (単 位 : m)	縦 12.7×横 5.48×高さ 5.25
能 力 (汚 水 処 理)	111.6 m ³ /日
汚 水 等 の 処 理 方 法	担体流動ばっ気方式

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに				
	工事完成予定年月日		着工後 365 日				
	使用開始予定年月日		完成後直ちに				
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目	処 理 前		処 理 後		
			通 常	最 大	通 常	最 大	
		水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	4.7~8.6	4.7~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	720	800	18	20
		化学的酸素要求量		449	498	27	30
		浮遊物質質量		540	600	45	50
		窒素含有量		22	25	22	25
		リン含有量		4.0	4.5	4.0	4.5
		ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		135	150	18	20
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		3,000 以下	3,000	3,000 以下	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	94.8	111.6		94.8	111.6		
汚水等の排出先	No. 1排水口						

(3) 排水水の汚染状態

(その1) 新設

排水口名	項目	通常	最大
No. 1排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	18	20
	化学的酸素要求量	27	31
	浮遊物質	45	50
	窒素含有量	24	29
	燐含有量	4.2	5.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	18	20
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	3,000以下	3,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	99.8	118.4

(その2) No. 2, No. 3及びNo. 4排水口 (雨水専用) の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成23年6月30日から平成23年7月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部環境政策課